

国民健康保険料・ 後期高齢者医療保険料 納入通知書を郵送します

令和3年度の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料（75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方が対象）の納入通知書（年金天引きの方は、特別徴収額決定通知書）を7月9日（金）から順次郵送します。

国民健康保険料は世帯主宛て（世帯主以外の世帯員のみが加入している場合も同様）に、後期高齢者医療保険料は加入者宛てに送付します。

納入通知書・特別徴収額決定通知書は、保険料の金額のほか、

市営住宅入居者募集

入居予定は、令和3年12月ごろです。申込資格等、くわしくは募集のしおりをご覧ください。

●**募集住宅** ▼一般世帯向Ⅱ7戸 ▼一般世帯向（病死等発見が遅れた物件）Ⅱ2戸 ▼高齢者世帯向Ⅱ1戸

●**募集のしおりと申込用紙の配布** ▼配布期間Ⅱ7月20日（火）～28日（水） ▼配布場所Ⅱ市役所（総合案内（1階）と住宅課（2階53番窓口）、窓口サービスセンター、各連絡所）

●**申込方法** 7月30日（金）（必着）までに申込用紙を添付の封筒を使って郵送で住宅課へ。

問住宅課住宅管理係・内線25

納付方法や納期限などをお知らせするものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等は、減免が受けられます（下記参照）。

国民健康保険料 収入がなかった方も申告を

世帯主と加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課（市役所1階36番窓口）また

58

国民年金保険料免除・納付猶予申請

国民年金保険料免除・納付猶予制度の令和3年度（令和3年7月～令和4年6月）の申請を7月から受け付けています（申請月から2年1か月前までの未納月についても申請可）。



免除制度は、保険料の支払いが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年の所得に応じて保険料が免除されるものです。納付猶予制度は、50歳未満の方で、世帯主の所得は審査対象外となり、本人・配偶者の所得

は保険年金課（市役所1階6番窓口）で申告をしてください。
問保険年金課賦課係・内線1416

国民健康保険料 一部負担金の減免制度と 徴収猶予

国民健康保険の加入者が医療機関等の窓口で支払う自己負担額（二部負担金）には、減免制度があります。対象は、災害、病気、けが、失業などの特別な事情があり、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困窮し、支払いが困難と認められる方です。

また、一時的に自己負担額の支払いを猶予する制度もあります。早めにご相談ください。

問保険年金課医療給付係・内線1399

が一定以下であれば保険料の納付が猶予されるものです。

なお、離職した方には「特例免除」もあります。失業していることが確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証、離職票等）もご持参ください。

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した方も申立書により申請が可能です（令和2年2月以降分が対象）。郵送で手続きができますのでくわしくはお問い合わせください。

問市保険年金課国民年金係・内線1394、日本年金機構立川年金事務所（523）0352、ねんきん加入者ダイヤル（免除申請書の取り寄せができます）0570（003）004

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等は 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免が受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響のため、事業収入・給与収入等が前年より一定程度減少した世帯等は、申請により、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免が受けられます。くわしくは、納入通知書と同封の案内をご覧ください。

問保険年金課賦課係・内線1406

●対象世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する世帯
 - ・世帯の主たる生計維持者の令和3年の事業収入等のいずれかの減少額が令和2年の当該事業収入等の額の30%以上であること。
 - ・世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ・減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計が400万円以下であること。

●減免対象となる国民健康保険料

令和3年度分の保険料であって、納期が令和4年3月31日までのもの

●申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則として郵送で受け付けます。国民健康保険料減免申請書（お電話いただければ郵送します。市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を書いて、必要資料を添えて任意の封筒で郵送してください。

●減免額

- ①は、全額免除します。
- ②は、下記のとおり、減免対象保険料の全部または一部を減額します。

$$\text{減免額} = \text{減免対象保険料} (A \times B / C) \times D$$

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額
- B：世帯の主たる生計維持者の、減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C：主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の前年の合計所得額
- D：前年の合計所得金額に応じた減免割合（下表）

前年の合計所得金額	減免割合(D)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※BまたはCが0円以下の場合には減免できません。